

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 6 施設監査 (公園)	公園緑地課	浄化槽の管理が適切でなかったもの 法定検査の指摘事項について対処されていなかった。 浄化槽法に基づき、適正に管理されたい。 (竹之越公園)	注意	修繕を専門業者へ発注し、機械の故障による不具合を解消しました。 今後は、施設の点検・検査において指摘事項があった場合は、事項ごとに修繕等処理票を作成し対処します。	措置済